道路整備に必要な財源の確保を求める意見書(案)

年 月 日

あて

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

道路は、通勤・通学、救急医療、災害時における交通の確保等、地域住民の安心・安全な暮らしを支えるライフラインであるとともに、地域間交流の促進や産業の振興等の効果をもたらすなど、地域の活性化を図る上で必要不可欠な社会資本である。

しかしながら、広大な県土を有し、中山間地を多く抱える本県においては、 急峻な地形や脆弱な地質条件から、道路整備は未だ立ち遅れており、近年、頻 発・激甚化する自然災害に備えた国土強靱化の観点からも、引き続き道路整備 を計画的に進めていくことが求められる。

加えて、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させるための関連道路の整備、老朽化が進むインフラの予防保全に向けた適切な維持管理・更新等を着実に推進するため、地方の厳しい財政状況を踏まえた支援が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方における道路整備の実情を踏まえ、災害から国民の生命や財産を守るための国土強靱化や交流人口の増加等を通じた地方創生の実現に向けて、道路整備に必要な財源の確保を図るよう強く要請する。